

第100回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 令和7年9月2日(火) 13時30分～15時20分

(2) 場所 福島県庁北庁舎 2階 プレスルーム

(3) 出席者

ア 委員

市岡綾子、伊藤宏(委員長)、伊藤洋子、小堀健太、佐藤成、澤田精一、
島田マリ子、鈴木美砂子、高畠亮、渡邊太健史

イ 県側

総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、
農林総務課主幹、農林技術課長、
土木部次長、技術管理課長、建設産業室長、
入札用度課主幹兼副課長、
教育庁財務課主幹兼副課長、
警察本部会計課主幹兼次席、
県南地方振興局副部長兼市町村支援課長、
保健福祉総務課部企画主幹、
商工総務課長、
森林計画課主幹、
県南建設事務所主幹兼住宅部長兼建築住宅課長、
相双建設事務所企画管理部長、相双建設事務所専門技術管理員、
相双建設事務所管理課長、
勿来土木事務所長、
いわき地方振興局出納室長

(4) 次第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(令和7年4月～6月分)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について

(令和7年6月～令和7年7月分)

ウ 電子契約サービスの導入について

(2) 審議事項

ア 抽出事案について

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第100回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

それでは、議事の進行につきまして、伊藤委員長、よろしくお願いいたします。

【伊藤（宏）委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について協議したいと思います。本日は報告事項が3件、審議事項が1件ございますが、これらについては、公開で行うこととしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

初めに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について、令和7年4月から6月分」です。

事務局から説明をお願いします。

【入札監理課長】

（「資料1」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

はい、ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、御質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

次に報告事項のイ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について（令和7年6月から7月分）」です。

事務局から説明をお願いいたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

（「資料2」により説明）

【森林計画課主幹】

（「資料2」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいまの報告につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【佐藤委員】

大体労災適応だと思いますが、3番の公衆損害事故について、どういうものか教えていただきたいと思います。

【入札用度課主幹兼副課長】

こちらは相双農林事務所発注の工事となりますが、資材置き場の碎石をバックホウでダンプトラックに積み込む作業を行っていた際に、バックホウのアームが架空線に接触して切断させてしまったというものでございます。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次にまいります。

次に報告事項のウ「電子契約サービスの導入について」です。

事務局から説明お願いいたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

（「資料3」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいまの報告につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【佐藤委員】

電子契約はどんどん進んでいくかと思うんですけども、電子契約導入のメリットっていうのは書いてあるんですけども、この導入のデメリットっていうのは、考えられるのはどういうことがあるのかっていうことと、あと、現在導入する上での、制約的なものっていうのは、なかなか進まない理由っていうのはどういうところにあるのかなという点と、

（1）のほうの電子署名っていうのを、どういう署名を想定しているか教えていただきたいと思います。

【入札監理課主幹兼副課長】

デメリットということですけども、相手方によって、利用環境が整っていない方とか、あるいは法令等に制約されているものとか、あるいは容量が非常に大きいものなんかも対象外ということになりますので、デメリットというか、そういったものが、紙と違って、一部、制約される契約が生じるということになります。それから、進まない理由は、サービス導入についてはそれなりの費用もかかりますということですが、どちらかというと、福島県の導入が少し遅いほうで、現在、都道府県レベルでは36の都道府県が既に導入しておりますので、進んでいないというのはどちらかというともう進んでいるというふうなことかなと思います。電子署名についてはですね、立会人型と当事者署名型という方法があるんですけど、電子契約サービスの提供事業者が、署名を付与するという形のサービスになりまして、特に、県と相手方が電子証明書というものを準備することがないので、どちらかというとハードルが低い、国の方も積極的に導入を進めるということで、地方自治法であるとか電子証明法などの法律を整備しておりまして、それから導入が進んできたというような背景はございます。

【入札監理課長】

補足させていただきますと、先進県とかの話を聞きますと、どちらかというとも事業者側というか、相手方には余りデメリットって正直なくてですね、執行部側がなかなか新しいものに慣れないとか、新しい事務手続による事務の不手際とか、そういうところが見受けられるというようなお話がありました。その点に関しては先ほど説明ありましたように、事務マニュアルを始めとしてですね、手続が円滑に進められるような取組をしっかりとやっていきたいと考えております。あと、電子署名の部分につきましては、こちらも今ほど説明ありましたけども、県と相手方が合意した、電子化した契約書、それに対して、サービス事業者自身が電子署名を付与するという形になって、電子証明書を取得することなく、クラウド上で契約を締結できるというような仕組みになっております。一般的に、オーソドックス化されているものを活用させていただくというような形になっております。多くの都道府県とか、県内の市町村でももう既に導入しているところもございますけども、県もですね、積極的に進めていきたいということで、10月から取り組むという内容でございます。

【伊藤（宏）委員長】

ちなみに電子契約というかデータは、そのデータのままで保管するのか、それとも何らかの形で紙媒体も保管するのか、どういうことになるんですか。

【入札監理課主幹兼副課長】

事業者さんは、クラウド上からダウンロードして、保存していただければと思います。県の方もダウンロードして、適宜適切に、データとして保管していただく。ただ内部の審査上ですね、出納機関は紙で審査をするものですから、一旦紙で打ち出して、審査に回すときは紙で審査をして、それを保管するという形になります。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

審議事項のア、抽出事案についてです。

テーマは「特別簡易型の発注種別が舗装工事、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事において、入札参加者数が平均より少ない案件」で、対象期間は「令和6年分」です。

テーマについて、事務局より補足説明をお願いします。

【入札監理課主幹】

令和6年度において、総合評価方式における特別簡易型の平均入札参加者数は4.0者でした。今回抽出となった工種の舗装工事は4.3者、建築工事は3.7者でした。

以上の結果から、今回のテーマにおいては、入札参加者数が4者未満の案件から抽出いただいております。

【伊藤（宏）委員長】

抽出された委員から抽出理由の説明をお願いします。

島田委員、鈴木委員の順番で説明をお願いします。

【島田委員】

整理番号で紹介しますと54番、それから56番ですね。この2つについては、54番の会津町の職員公舎の外壁改修工事ということで、入札参加者数が1者である要因について聞きたいということと、公舎の外壁改修について特段1者ということで、特殊性はあったのでしょうかということで選びました。続いて56番については、太陽の国管理センター煙突解体工事ですが、これも同じ、解体の内容に特殊性があったりすることで、入札参加者数が2者であったという、そういう要因、いずれも工事の特殊性ということの原因だったのでしょうかということ聞いた次第でした。

【鈴木委員】

3件でございまして、案件番号1番、河川海岸改良工事ですが、こちらに関しましては、1者入札、1億円超の条件で唯一の案件であったため、入札参加者が少ない要因は何か伺いたいということと、地域要件が県内であり、1億円超の条件、また本工事は舗装工事と、あらゆる面から難易度が高くない工事と考え、1者入札はどうしてだったのか、このような工事は、数者の入札参加者があってこそ、良い工事ができると思いますので、それを教えていただきたいと思ひますし、このような事業に対して、今後の対策その他につきましても、おありでしたら伺ひしたいと思ひました。次に案件番号2番、河川海岸改良工事、ナンバーで言ひますと37から39について、同時期に発注しているため、入札参加者が少ない要因になるか伺ひたい。同時期にやらなくてはならない理由、時期をずらすことはできなかったかを伺ひたいと思ひます。入札参加者数が3者である要因はあるのか、舗装は入札参加者が多いとの認識ですが、なぜ入札参加者が少なかったのか、工事に特殊性があったのか等も併せて伺ひたいと思ひますし、同時に発生するためのメリットもあると思ひんですが、メリットを省きましても契約者相手を分散できたんじゃないかというふうな思ひもございまして、同時期に1者の方でやることによりまして、人材確保とか、会社においての無理がなかったのか等、質問を加えさせていただきました。3番目といたしまして案件番号5番、チェンバおおまち外壁改修等工事なんですが、福島市内の工事であったにもかかわらず、福島市内から参加者がなかったのはどうしてか、ということです。総合評価方式の中で見ますと、工事箇所は近ければ近いほど加点ということがあるにもかかわらず、入札参加者は郡山、本宮の業者さんであったということ。また調べましたら、チェンバおおまちは、福島市中心部にある文化施設であつて、地上5階地下1階のビル形式で、建築工事からすると難易度がどうなのかなということからも、抽出させていただきました。以上です。

【伊藤（宏）委員長】

それでは、案件番号1 相双建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

【相双建設事務所】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

ちょっとお聞きしたいんですけども、電子閲覧のため、何者が閲覧したか分からないというお話だったんですけど、システム上、何者見たっていうのは分からないんですか。

【入札監理課長】

わかりません。

【伊藤（宏）委員長】

今どき、ホームページとかいろんなもの、何人閲覧したかって分かりますよね。

【入札監理課長】

独自のシステムで運営はしております、当然、一般競争入札なので、要件を満たせば広く、参加できるような形になっておりますので、参加登録業者であれば誰でも見れるような、ただカウンターとかを用意しているわけではないので、そこについてはちょっと把握はしていません。

【伊藤（宏）委員長】

ただ把握できたほうが、入札参加者が少ないことに対する何らかの対応とか、しやすくなるのかなと思ってお聞きしたんですけども、それは難しい話なわけ、今のシステムでは無理だということですか。

【入札監理課長】

改修をしないと、すぐに何か対応できるっていうものではありません。

【伊藤（宏）委員長】

わかりました。

【鈴木委員】

これまで、1億円超の条件で1者というのは件数としてはあったのでしょうか。

【相双建設事務所】

昨年度の相双管内での舗装工事ですが、全部で22件ございました。その中で、1者入札が14件、発生しております。

【鈴木委員】

1億円で1者ということですが、非常にもったいないっていいですか、公平性とかいろんな面も加えて。先ほどちょっとお伺いしたところでは、2次募集とかできないということ、いわゆる1者であった場合に、条件の中に1者の場合には2者以上が集まらなければ、再募集みたいな要綱を加えることはできないですかみたいな気持ちがあったんですが。少なくとも2者の競争によってより良い工事をするができるんじゃないかなと気持ちがあったんですけど、そういう変更はできないということですね。

【入札監理課長】

入札の制度としましては、地域要件とか格付要件とか付させていただいておりますが、一般競争入札ということで、特段制約を設けずに門戸を広げている制度になっておりま

す。結果的に1者応札っていう形にはなっておりますが、今回抽出させていただいたものもそうですし、県としては、大部分が総合評価方式ということで、価格競争だけではなくて、技術力等も踏まえた審査確認をさせていただいて、落札者を決めているという方式になっております。広く応札できる環境を整えている競争性、あとはその技術力についても、総合評価方式で適切に品質の確保ができるかっていうところは確認させていただいた形で、契約を結ぶということをとらせていただいております。先ほど発注者である相双建設事務所からも説明がございましたように、相双地域特有の復興事業等がまだまだ高止まりしている状況で、なかなか業者さんも、技術者のやりくりであったり、請け負う受注の選択というかですね、そういうものは、なかなか難しい中で、応札していただいているという状況下もあるかと思います。要件としましては、県内ということで広く募集をかけさせていただいているので、そういう意味では競争力は、確保させていただいているという考え方になっているところでございます。

【伊藤（宏）委員長】

私の知る限りでは、いわゆる条件付一般競争入札は、応札者1者でもオーケーというのが制度、それに対して、指名競争入札は指名した業者が1者しか応札しなかったら、競争性が担保できないから駄目で2者以上でないと駄目ですよっていう制度が一般的で、県もそうですよね。沢山応札していただけるほうが良いに決まってるんですけども、逆に2者以上にすると、1者しか応札しなかった場合、もう一度やるとか、そういう手続が必要になりますよね。要するに、その契約がすぐに結べないということになりますので、メリットデメリット両方共あるんですけど、一般論として言えば、繰り返しになりますけども、一般競争入札は1者でもオーケーと、要するに誰でもオーケーってことは1者でもオーケーと、それに対して指名競争入札は何者っていうふうにしかな、何者で決められた指名業者しか応札できないわけですから、その中で1者っていうのはやっぱり競争性が担保できないから、これは2者以上指名しないと駄目ですよっていうふうな趣旨になって、こういう制度が決まっているというふうに理解しております。

【島田委員】

特別簡易型ということで、金額に制限はあるんでしょうか。今回の1億越えも特別簡易型ということでよろしいでしょうか。

【相双建設事務所】

予定価格で見ると、本来であれば総合評価方式の簡易型を選定する金額になるところではございますが、該当工事は、堤防の上部を補強するために実施する舗装の工事で、工種も少なく、単純な工事となりますので、比較的な簡易な工事と判断し、下位類型である特別簡易型を選定しております。なお実施にあたりましては、学識経験者から成る総合評価技術委員会の意見聴取において了承を得た上で実施しております。

【伊藤（宏）委員長】

よろしいでしょうか

それでは、案件番号2 勿来土木事務所の案件について説明をお願いいたします。

【勿来土木事務所】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【高島委員】

15ページになります。この枠線の中の※1、同種類似工事の1番下で施工数量2,000平米以上になってます。指定金額は2,000万円ですけど、先ほどの案件1の部分で見ると6ページですね、※1で施工数量は、さっきの2,000平米と違って3,000平米、指定金額同じ2,000万円になってます。確認ですが、この3,000平米と2,000平米以上、この差というのは案件の工事規模によって違いが出るものという認識でいいんでしょうか。

【勿来土木事務所】

施工数量の規模につきましては、発注する工事の施工に必要な技術力などを適正に評価するために、規模などにより設定しております。

【入札監理課長】

補足させていただきますと、最初の案件だと6ページになりまして、今の案件だと15ページにありますけども、総合評価点評価基準というものでそれぞれの項目を設定させていただいております。こちらの基準につきましては、発注する工事に必要な技術力を適切に評価するために設定しているものでございまして、今ほど、発注者のほうからもありましたけども、各発注者において、発注する工事内容に応じて、受注者に求められる技術力、あとは各発注機関の過去の実績等を踏まえて設定していただいているところでございます。品質の確保の観点から、求める受注者の技術力を確認するために設定させていただいているものでございまして、こちらにつきましても学識経験者等有する福島県総合評価委員によって、意見を聴取して決定するという形の手続きをとらせていただいているものでございます。

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

【鈴木委員】

条件付一般競争入札参加資格の確認で確認したところ、1位と2位が僅差になってると思うんですが、総合評価方式でこういう結果になったのはわかるのですが、その辺を教えてくださいませんか。

【入札監理課長】

今回の順位付けの考え方でしょうか。

【入札監理課主幹】

総合評価方式につきましては、入札された価格だけではなくて、評価項目をあらかじめ決めておりますが、企業の技術力とか配置予定技術者の技術力、あと社会貢献度ということで、特別簡易型でありますと、評価項目が決まっております、そこを点数化しまし

て、その点数と入札した額を計算にかけまして、最も評価点の高い応札者を落札候補者として決定しております。例えば地域要件であれば、本社の位置が工事現場に近い同じ市町村であれば、点数が高いとかですね、企業の技術力であれば、過去の工事で得た評点の点数が高いとかですね、そのような配点で決定させていただいてることになります。最も価格が安くても、点数が低い応札者はそこで逆転というか、技術力の高いほうに決定されるということもございます。

【鈴木委員】

ありがとうございます。

【伊藤（宏）委員長】

価格と評価点をどういうふうに組合せて順位付けをするかっていうのは、自治体によっていろいろ計算式が違うようです。掛け算だったり割り算だったり色々なやり方があるんですけども、価格と評価点と割り算して数値を出して、この場合は、そのポイントが高いほうが最も有利であるということで、安い価格であっても、落札できないと、そういう業者が出てくるという仕組みでございます。

よろしいでしょうか。

それでは、次に案件番号3 県南地方振興局の案件について説明をお願いいたします。

【県南地方振興局】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【島田委員】

低入札価格であっても落札できたという理由が、低入札価格に対してちょっと調査なさったということで、そういう結果をもって落札されたということは認識いたしました。そういう中で、評価に色々あるんですが、以前に相当やっていたような総合評価方式の中の評価結果で、品質確保の確実性というのは、意外と0だったり、点数が入っている場合が多いのですが、この辺は今回はそこまでは評価としなくてもよろしかったんだろうなというのもあり、また例えば、競争者がいた場合に、同様の場合ですと、入札金額が優先なのか、あるいはこういった評価が優先なのかというところで、どういった落札者として選ばれる色々な考え方があるのであれば、伺いたい。

【入札監理課主幹】

総合評価方式には、低入札の評価項目がございまして、先ほど委員がおっしゃったとおり、品質確保の確実性がございます。これは総合評価方式の各方式に共通してございまして、低入札は評価基準価格を下回った場合には、この7点が加点されないという形で運用させていただいてます。先ほど総合評価方式は、評価点と応札した価格によって総合的に決めるということで説明させていただいたんですが、そうすると点数が必然的に低くなりますので、低入札であれば品質確保の確実性が低いだろうということで、平成30年度からダンピング対策ということでも導入させていただいてる制度でございます。最も評価の

高い落札候補者が低入札になった場合、先ほど説明させていただいたとおり、低入札調査であったり、聞き取り調査をしまして、その価格でも施工できるかというところを調査した上で実施が可能と判断すれば契約するという形になります。

【佐藤委員】

今の低入札の調査というのは、今回、私としては、今回の委員会で初めて聞いたっていうか、余り気がつかなかったんですけど。今までは予定価格の何十%以下だと失格ってような制度が結構あって、1 者の場合だともう 1 回入札を、予定価格を変えるなり、再度入札をするというようなことをやってたかと思うんですけども、低入札による調査で、なおかつ落札ってようなケースってというのは、今まで聞いてなかったような気が個人的にはしてるので、予定価格に対する何十%が失格になるのと、この低入札との違いっていうか、確かに 1 者入札の場合だと、その調査をしてそこに決めたほうが、有効なのかなという気はするんですけども、その複数入札があった場合、ちょっと公平性に問題が出ちゃう可能性もあるのかなっていう気はするので、ここの運用のところをどういう感じでやってるのか教えていただきたいと思います。

【入札監理課主幹】

先ほど委員がおっしゃったとおり、指名競争入札などであれば、最低制限価格というのを決めておりますので、金額を下回った時点で、その入札は失格ということになります。総合評価方式については、応札した額だけではなくて、技術評価とか、施工の確実性を評価し、この場合は低入札があった場合でも、低入札調査等で施工と判断できれば契約できる形になります。これは 1 者であっても、2 者以上であっても同じ扱いになっております。低入札調査では、例えばその価格で応札した理由であるとか、諸経費の計算が間違っていないか、手持ち工事の量であったりとか、労務者の確保とか配置の内容とかそういったところを細かく審査させていただいて、可能と判断した場合は最もその評価の高い業者と契約するというようにしてあります。さらにですね、施工の確実性や品質の確保が課題になりますので、落札した業者と契約する場合は、例えば補償金の増額であったりとか、複数の技術者を配置しなければならないなど、その辺も確認しながら、契約して施工を行うということになります。当然検査もほかの工事と同じように受けていただいて、品質上問題なく施工完了できるかっていうところは重点的に監督していくようなことになっておりますので、その部分ですね、最低の制限価格を下回った場合の扱いは、指名競争入札とまた総合評価方式で、異なっているということになります。

【入札監理課長】

補足させていただきますと、最低制限価格制度と低入札調査制度っていうのは、自治法上認められている、定められている方式になっておりまして、最低制限価格であれば失格と、いわゆる一般競争入札、指名競争入札も含めてですね。総合評価方式であれば価格以外の部分も評価項目として確認させていただいておりますので、調査をした上で適切な履行ができるかということで確認をさせていただくということで、制度が 2 つありまして、併用しながら調査をさせていただいている形になっております。

【伊藤（宏）委員長】

お伺いしたいんですけど、総合評価方式でなく価格競争のみの一般競争入札の場合は、最低制限価格ですね。つまり、一般競争入札のうちの総合評価方式でやる場合のみ、低入札

調査基準価格、つまりそこから下は駄目ではなくて、低入札価格の調査をするという仕組みになってるんです。ですから、これは制度が問題だと思うんですけども、神話性っていうのかな、総合評価方式は技術力とかそういうものも評価点の中に入ってるのでそれを見ているので、最低制限じゃなくて、低入札価格の基準以下でもできるかもしれないということで、ちゃんと調査してからやりましょうと、こういうことになってます。何回か前の会議でも出たんですけど、国は最低制限価格という制度がないんです。国は価格競争で基本的にはやりましょうと。そして、安けりゃ安いほどいいですよ。ただし、最低制限価格の制度はないんですけども、低入札の調査の制度はあるんです。ですから国の機関はほとんど、総合評価であろうが価格競争であろうが、最低制限価格ではなくて、低入札の調査方式をとってます。県はそうじゃなくて、最低制限価格の制度もオーケーなので、価格競争だけでやる場合は、基本的に最低制限価格を設けてそれ以下は駄目ですよと。総合評価方式の場合は低入札価格制度で調査して、調査した結果オーケーだったらお願いしなすところいう仕組みになってるんです。ただし、いろいろ話を聞いてちょっとだけ疑問に思ったことはね、低入札の場合、評価点の7点がどうのこうのっていうのは何の話でしょうか。

【入札監理課長】

19ページを御覧頂きますと、総合評価方式の評価結果の一覧表がありますが、そちらの表の右から2番目ですね、品質確保等の確実性加算点Cというところの欄があると思うんですが、データが7、7、0という形になっています。

【伊藤（宏）委員長】

これが0になるってことね。そこで疑問が沸いてきたんですけども、この7点減というのはかなり大きな減点ですよ。ところが1者入札だとすると、7点減があろうがなかろうが、取っちゃうわけですよ。ですから、総合評価方式で、低入札価格制度でこういうような仕組みをやっているのは、当然評価点を加味してるから、それなりの会社でしょっていうことを前提に、でも一応低入札の調査をしましょうということになってるんですが、1者しか応札しない場合、ここが0であったとしても、通っちゃうってことになりますよね。今の制度ではそういうことですか。それは何かちょっと不味いかなっていう気が。

【入札監理課長】

これは単純に金額を下回っているので0という形にさせていただきますけど。先ほど来申し上げるように、調査は調査として、その施工の確実性というものは、確認させていただいた上で落札者を決定しているので、7点あろうがなかろうがっていう話にはなるんだと思うんですけども、しっかりと受注業者として適切性があるかっていうところは、調査のところで確認をさせていただいているということになります。

【伊藤（宏）委員長】

それで今、お聞きしてもすぐにはお答えできないかなと思うんですけども、低入札の調査の対象となる応札業者が複数いたときに、やっぱり低入札の7点がなくても、低入札の業者が落札しちゃいますなんていうケースはやっぱりあるんですか。

【入札監理課主幹】

評価点が高ければ、7点低くても他の点数が高い場合は可能性はあります。

【伊藤（宏）委員長】

可能性ではなくて、実際にそういうことは起こっているのでしょうか。

【入札監理課主幹】

はい。

【伊藤（宏）委員長】

わかりました。制度としては、総合評価方式と低入札価格調査、指名競争入札や価格競争の一般競争入札については最低制限価格でそれよりも下はそもそも駄目ですよと、こういう制度になっております。

よろしいでしょうか。

それでは、次に案件番号4 保健福祉総務課の案件について説明をお願いいたします。

【保健福祉総務課】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【島田委員】

今まで、説明頂いたものがちょうどこれだと思うんですが、高田工業株式会社が出している、調査基準価格に対してどの金額かっていうと、約3,740万ほど下がっております。ということは、やっぱりギリギリを、低価格ということで、落札ならなかったと思うんですが、前の案件3番の評価が、要するに、品質確保の7点がないために低かった。0だったっていうものが成り立つのであれば、これも簡単な比較でいくと、最低制限価格というものにもならないし、福島県のこの物件を逆に言うと、伊藤委員長さんの話によると、最低制限価格というのは、表示されないんですよね。

【伊藤（宏）委員長】

総合評価方式ですから最低制限価格というものは存在しないんですね。

【島田委員】

調査基準価格というものはなるべく、この中で収まればいいという、これより下がる分については調査が入ってということで。高田工業株式会社もその範囲内ではあるけれども、藤田建設工業株式会社は、きちっとしたその落札額というものが範囲に入っているし、また、評価のほうも18.75、高田工業株式会社が10ということで、ちょうどその品質確保の部分がなかった分、ほぼ低いということで、やはりこれは比較する際の1番評価としてはやっぱり、もちろん技術が必要ですし、それから価格についても、多少高くても、高いわけじゃないんですけど、いわゆる調査基準価格ぎりぎりであっても、そっちが上なのだと。それからその前にありました案件2番についても、ちょうど3件見ますと、そういう比較でいくと、やっぱり点数が高いほうから、決められているという感じがしましたので、全般的にはそういうことですよ。

【伊藤（宏）委員長】

計算式に、価格と総合評価方式の評価点を簡単に言うと合算と言うのかな、両方を含めて、点数を出すわけです。その点数が、県の場合は高いほうが、計算の仕方によりますけども、高いほうが優先順位が高いということです。

【入札監理課長】

39ページを御覧頂けるとありがたいんですが、こちら、まず標準点というものは一律100点あります。加算点というものが、40ページにある実際の加算点ですね、藤田建設工業株式会社であれば18.7、高田工業株式会社であれば10点という形で合計した(A)というものが基本のベースの点数になります。それに合わせて、実際の応札額、(B) (C) の税抜き価格っていう形になります。委員長がおっしゃってる、自治体によって違うというところはこちらになるかと思いますが、実際に評価値を算出するようになります。評価値が高いものから順位をつけていくっていう形になりますので、その点数が高いものから、落札候補者としての順位が上位に上がっていくという形のやり方になります。総合評価方式についてはどの類型をとっても、同じような形でやっていくということになります。

【伊藤（宏）委員長】

2番目の高田工業株式会社というほうが低入札価格だったんで、7点がなかったわけですね。もしも7点があったら、多分逆転してますよね。118点と117点ぐらいですから、価格がかなり違うから、多分、藤田建設工業株式会社ではなくて高田工業株式会社が落札してたっていう可能性が高いですね。その上で、安いほうが良い、これはもう間違いないですね。落札価格が安いほうが良い、もちろん工事品質の確保であるとかダンピングであるとか、そういう問題がクリアされているとすれば、安いほうが良いですね。一般論としてね。で、低入札価格の調査をするんだから、この7点はないかもしれないけども、調査したらちゃんと高い工事技術を持ってて、この工事はちゃんとした品質だって、できますよっていうことだとすると、この7点引くっていうことの意味がね、ちょっとよくわかんないってことになりませんか。後で調査しないっていうのは別だけど調査をするなら。

【入札監理課長】

前提として、ダンピング対策として、金額の枠の中に収まっているかどうかっていうので7点付与するかしないかという形があります。その上で、結局、落札候補者として確定した際に、その業者が、低入価格であった場合には調査を実施するという形になります。

【伊藤（宏）委員長】

要するに、この40ページの表でいけば、1番右の(C)の7点は、上は7点が入ってるけども下は0点ですね。これは低入札の対象となる金額だったから0点になっているということですか。

【入札監理課長】

はい。調査基準価格より下回っているのです。

【伊藤（宏）委員長】

調査基準価格を下回ってれば、当然品質という面では劣るだろうという前提なわけね。

【入札監理課長】

金額の設定の考え方として、この金額帯でということで、発注者側が設定し、そこに収まっているかどうかというところで見ます。

【伊藤（宏）委員長】

いや、おっしゃることはよく分かるんですけども、要するに低入札の金額ぎりぎり、ちょっと下の場合、7点もらえないわけですよ。でもこれ7点もらえるかももらえないかによって順位がかなり変わるっていう可能性があるわけですよ。調査をしないならば、低入札の基準価格よりも下だからもう点数がありませんよっていうのは分かるんですけども、後で調査して、ちゃんとできますよねと、あるいはダンピングしてないですねっていうことが証明できれば、この7点あげないっていうのは何か僕はちょっと矛盾するというのか合理性を欠くような気がするんですけども、そうでもないですか。

【入札監理課主幹】

ダンピング対策ですので、過度な過当競争を防ぐために、最低制限価格とか調査基準価格を設けてますので、それを下回った時点で、品質確保の確実性という言い方もあれなんですけど、ダンピング対策ですので、そこを下回った場合は加点しないというルールを決めてるということになっております。これは一定のダンピング対策としての効果はあるのかなというふうに考えています。その上で、契約に当たってはやはり確実性が必要になりますので、そこは必要な詳しい調査をかけて、施工できるということであれば、そこは契約できるというような制度で運用しているということになります。

【伊藤（宏）委員長】

おっしゃることはよく理解しております。なお、ちょっと何かもやもやと残るのですが。

【佐藤委員】

多分委員長は国をベースに考えていらっしゃるんで、そういうことになると思うんですが、この39ページのところなんですけれども、（C）の評価値算出価格っていう部分なんですけれども、藤田建設工業株式会社の場合は、3,680万、これは（B）と（C）が一緒なんですけれども、高田工業株式会社は（B）と（C）が違ってらるんですけども、これはどういうものなのでしょうか。

【入札監理主幹】

落札者の決定方法で、基準点100点と加算点を入れた標準点プラス加算点（A）をですね、これを金額で割るという形になっておりまして、応札した藤田建設工業株式会社のほうは金額が予定価格と調査基準価格の枠内に入ってますので、そのままの数字を使うと。低価格入札になった高田工業株式会社は、評価基準価格を入れて、調査基準価格で割るというルールになってます。それは、低い数字をどんどん入れていくと、評価点数が上

がってしまうので、そういう形でやっております。その上で評価値が高いその32.269ということで、藤田建設工業株式会社のほうが、第一候補者となっております。

【伊藤（宏）委員長】

実際の入札価格がどんなに低くても、関係ないんですよ。調査基準価格しか数値に反映されないのです。

【入札監理課主幹】

極端に言いますと、1円で入れてしまうと、それで割り返ししてしまうと評価点が高くなってしまうため、そこは最低のラインとして調査基準価格で割っているという形です。

【伊藤（宏）委員長】

ということで、よく考えてみると、どうかなっていう気がする点がないことはないんですが。今後の宿題とさせていただきます。

ほかよろしいでしょうか。

それでは、次に案件番号5 商工総務課の案件について説明をお願いいたします。

【商工総務課】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

総合評価方式の順位づけとしては、1番分かりやすいパターンですね。50ページを見ていただくと分かりやすいと思います。金額も1番目の業者が低いし、加算点も高いと。これはもう疑いもなく、両方とも高いので、評価点、割り算をした結果も高いということで、1番目のほうが18.48、下のほうが14.38と、上の業者が選ばれたと。これが入札金額は逆で評価点がついていうことになるのと、入札金額が高いほうが、評価点が高くなって選ばれると、こういうことも起きうるということです。大体、実績でいうと3割から4割ぐらいでしたっけ、逆転は。つまり価格が高いほうが総合評価方式によって選ばれるとか、年々によって違うんですけども、確か毎年、3割前後ぐらいは、逆転が起こっていますよね。

【入札監理課長】

令和6年度の落札状況で見ますと、価格が2位以下、加算点が1位の場合ですと、総合評価方式の全体のうち46.8%が、加算点が1位、価格は2位以下であっても、逆転しているようなケースはございます。

【伊藤（宏）委員長】

ということは、加算点がかかなり効いているということですよね。逆に言えば、逆転が起こらないなら、総合評価方式をやる意味がほとんどないってことになっちゃいますよね、価格だけで決まるなら。

【佐藤委員】

48ページの入札執行調書、入札結果書。ちょっと分かりにくいなと、いつも思ってるんですけど。予定価格、調査基準価格、最低制限価格載ってくるかと思うんですけども。これ税込みで載ってるんですね、予算の関係だと思いますが。入札額のほうが税抜で載っているんですね、落札額は税込で載っているっていう、いつも入札額と予定価格を見ながら、非常に税込と税抜が混ざっている状態で。この1番の7, 439万5千円っていうと、一瞬見た場合に予定価格の中なんですけども、税込にすると予定価格をオーバーしてる状態ですよ。予定額をオーバーしてると、対象外になるんじゃないかと思ったっけ。でも、別な表を見ると、全部、ちゃんと1番2番で計算してるっていうような状態で。だったら、予定価格がオーバーしているのであれば、そういう数字を出さなくてもいいのかなっていうような気もするんですけども。この辺がちょっと分かりにくい表だなとも感じております。何とかならないかな。

【伊藤（宏）委員長】

48ページの幾つか金額が出てますけども、それが税込なのか税抜なのかっていうのを整理して説明していただけますか。

【入札監理課長】

入札にあたっては、税抜価格で応札していただいていることで、入札額のところは税抜で書いてあります。落札額っていうのは、実際に契約する額になりますので、税込の金額で、今後契約するだろう金額という形の整理になっております。

【佐藤委員】

予定価格も表の書き方だけだと思うんですけども、例えば、予定価格、調査基準価格なり最低価格っていう、ここに2列にしていいただければ、税込と税抜の金額と両方出してもらえば、各々入札価格のほうは、税抜のほうの予定価格と比較できるっていう、その辺をちょっと検討していただいたほうが、入札価格に対して、この上の予定価格と調査基準価格が税込になってるっていうところなので、そこがちょっといつも計算をしながら考えるっていうだけなんで、分かりやすい表にしていいただいたほうがいいのかなと思うんで、検討していただきたいと思います。

【入札監理課長】

趣旨は承りました。

【伊藤（宏）委員長】

上の予定価格、調査基準価格が税込、その下の落札額も税込で、入札額だけが税抜ということよろしいですね。ちょっとどこの自治体か忘れちゃったんですけども、全く同じ質問が出て、多分役所としては、これが普通なのかもしれないけども、それで、そういう質問が出たんで、大分前だったんですけども、税込みも書いて全部税込みで比較できるというような表の作り方にしてもらったことがありますんで、そんなに難しい話、これ県じゃないよね、県はずっとこれでやってますよね。県でもそんな話が出たような、もう余りにも古い話だったんでちょっと覚えてないですけど。とにかく税込と税別、何の注釈もなく、数字が出てるんで、金額が出てるんで。50ページのほうはね、入札額（税抜）って書いてあって、その横の評価算出価格、右側のですね、（税抜）って書いてあるので、こ

ういうふうに入っていれば分かりやすいんですけども、2段にして、税込と税抜っていうふうにいただいてもいいし、いろいろ工夫の余地はありそうなので、検討してください。

【市岡委員】

今日いろいろ総合評価方式入札結果の表をじっくり見る機会があって気がついたんですけど、50ページの今お話してる案件だけは、学識経験者のところに、総合評価委員会の名前がないんですけど、それがある物件とない物件があるのかっていう、何かそういう基準があるのかってことだけ伺えればと思います。

【入札監理課長】

すいません、総合評価方式を適用するものについては、全て委員の確認を入れているので、これは記載が漏れているということです。

【市岡委員】

わかりました。

【伊藤（洋）委員】

最低制限価格と調査基準価格の違いも、今日の説明でよく分かりました。それで、今の案件の48ページなんですが、株式会社中央工装については、予定価格を上回るわけですよ。これは失格というふうにはならないんですか。最初から省いて、1者だけになるっていうことではないんですか。最低制限価格は当然失格になりますけど、予定価格を上回った場合にもこういった調査が必要なんですか。それ1点と、あと16ページなんですが、落札者、クレハ工事株式会社の落札額と調査基準価格が全く同じなんですが、通常ですと、千円単位とかで終わるのかなと思うんですが、全く同じなので、こういったことがあり得るのかどうかと。調査基準価格イコールになるようなことが、あるのかどうかっていうことを2点お伺いしたいと思います。

【入札監理課主幹】

まず1点目の50ページ、その前の49、48ページですね、これは超過ですので、本来であれば超過と書いて順位なしで失格という扱いで、誤植というか間違った記載になっております。16ページの調査基準価格と応札額が一致する点については、県が発注する工事は積算基準であるとか単価であるとか、その他条件も、基本的には公表となっております。また、一部非公表の歩掛というかその基準とか単価もあるんですが、それは出版されている冊子であるとか、その著作権の関係で非公表としているものがございしますが、それは本を見れば単価のほうは調べられますので、そうすると、予定価格に近い金額、一致する金額も含めて算出できるというふうに考えてます。また、調査基準価格とか最低制限価格についても、算定式がホームページで公表されてますので、積算精度が上がっている会社であれば、こういった入札も可能というふうに考えております。

【伊藤（洋）委員】

ありがとうございます。先ほどの超過というふうになるということでもいいですね。あと調査基準価格を下回るのは低入札価格、最低制限価格を下回った場合には失格という言葉になるということによろしいでしょうか。

【入札監理課主幹】

はい。

【伊藤（宏）委員長】

そもそもこの総合評価方式の表に載る必要はないということでしょうか。それでも載せるのでしょうか。

【入札監理課主幹】

載るんですけども、記載の内容が変わるということですね。超過っていうふうに書かれて、順位がつかない。当然落札者になり得ないので、順位はつかないということになります。

【伊藤（宏）委員長】

載せないほうがいいよね。一応107点ってついてるし、評価点もついちゃってるじゃない。

【入札監理課主幹】

そうですね、50ページですね、計算されない形になります。超過となりますので。

【伊藤（宏）委員長】

数字はいらないよね。

【入札監理課主幹】

計算されない形になります。

【伊藤（宏）委員長】

参加者としては書いてもいいけども、その計算の点数はなしで、失格とか超過とかいうふうに書くべきだったと。2番目の話は、要するに、非常に見積りの精度が高い企業があると、予定価格をドンピシャで当てられると、そして調査基準価格も算式によって出せると。どうしても取りたかったら、そうすると。ただ、それよりも低いと7点もらえないから、どうしても取りたかったらぎりぎり。これがどんどん進むとね、予定価格と最低制限価格を事前公表してるのとあんまり変わらなくなっちゃう。事前公表するとどういうことが起きるかという、取りたい業者が沢山いると、皆そこに入れる、そうすると、総合評価方式だとね、評価点が変わるんでね、それでもって、順位づけがされるんですけども、総合評価方式じゃなくて価格競争だけでそれをやると、皆その最低制限価格で入札すると。そうすると競争にならないし、安いほうが良いっていう議論もありますけども、くじ引きですよ。福島県もくじ引きでやっているし、多分他の自治体もほとんどその場合はくじ引きでやっているはずですよ。

【鈴木委員】

今の委員長の御説明からすると、こうやって合わせた金額で算出して提出していいものなのですか。応札するためにそうやって出すことはいいのですか。

【伊藤（宏）委員長】

ある意味、その企業の積算能力の高さを示すことで、精度が高く、その見積りができればできるほど、こういうことが起こりうるということですよ。

【島田委員】

いわき道路株式会社は金額オーバー、アース建設株式会社は調査基準価格より低くなっているしというのは、重なったからオーケーですよ、だったら皆ピタピタ出しちゃう。

【伊藤（宏）委員長】

技術的なことはよく分からないけれども、少なくとも一般論でいうと、舗装工事というのは、かなり積算が容易な種類の工事ですよ。つまり、何平米のところをどういう規格で舗装するっていうことがもしも分かっているとすれば、かなりの精度で予定価格を見積もることができる。それに比べて例えば解体工事であるとかね、そういう工事は、間違いなくこれだっていうのが、高い精度で見積もることができるわけではないみたいで。だから、今まで色々なところで色々な会議で簡単な工事ですか、単純なんですかっていう話がよく出てくるけども、それはそういうことを聞きたいからなんです。複雑であればあるほど、見積りが企業側は難しいと。それに対して、単純な工事であればあるほど見積りが簡単であると。単純な工事であって、どうしても取りたいってことになる、最低制限価格ピッタリであるとか、低入札の調査基準価格ピッタリに入れることは不可能ではないということですか。

【入札監理課主幹】

そういうことだと思います。ただ総合評価方式は、価格だけで決まってるわけではないので、その調査基準価格で何者も入れても、結局はその技術力を評価してる点数の部分で決まってくるので、そこが総合評価方式の目指すところということになります。

【伊藤（宏）委員長】

ある意味、その総合評価方式を導入する意義っていうのかな、単に価格競争ではなくてほかの工事品質の確保であるとか、これは特別簡易型ですから入っていないですけど、社会貢献をどうしてるかっていうことを盛り込んで決めますよっていうことで、実は不正が起りにくい仕組みなんですよ。単なる価格競争だと、不正が起りやすい、つまり談合であるとか官製談合が起りやすいんですけども、価格だけでは決まらないから、そういう意味では、総合評価方式のほうが、不正が起りにくい仕組みだというふうには言えます。だから小さな自治体に総合評価方式をやれって言っても、そんな面倒くさいからやりませんって大体そうなるんですね。結構、発注者側もそうだし、業者のほうも、単なる価格競争と比べると手間暇かかるんですね。

【小堀委員】

先ほど案件番号2番のときに、御説明の中で、時期をずらせない、あるいは時期をずらしづらいというときに、繰越しの懸念があるということをおっしゃっていただきまして、資料4-1の一覧をずっと見ていくと、年度を跨ぐことを想定して、下期のほうに発注するケースと、年度内に収めようとして前半に出すケースと、その違いを確認できればと思います。

【勿来土木事務所】

先ほど説明しました繰越しの懸念があると言いますのは、単年度の予算、単年度予算というのは例えばこの工事ですと令和6年度予算は、令和6年の4月から予算が執行できるようになりまして、起工をして入札手続ということになると、どうしても6月頃の入札ということになります。そこで標準工期をとると大体年度末になりますので、それより遅らせるということや現場で何かありましたら繰越しっていう懸念が出てくる。今委員がおっしゃった年度末に発注している工事もあるということについては、予算の関係で、例えば国の補正予算などで年度末に繰越しを前提とした予算が組まれることがございます。そういった工事でしたら、年度末に発注、あるいはゼロ県債といいまして、初年度、0支出で債務予算を組むという、こういった予算もございます。それでしたら年度末に入札をすることが可能だということで、そういった予算を色々組入れながら、発注を分散するということは既にやっているところでございます。

【伊藤（宏）委員長】

ほかよろしいでしょうか。

次に「各委員の意見交換」に移ります。

委員の皆様から、何かございますか。

先ほどの議論に関わることでも結構です。なかなか入札制度は複雑で難しい。御理解頂けるまでちょっと時間がかかったりするかもしれないですけども。よろしいでしょうか。

それでは次にその他に移ります。

事務局のほうから何かございますか。

それでは、本日の議事は、これで終了いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

事務局から御連絡でございます。

次回の委員会は11月に建設業関係団体等の意見聴取の開催を予定しております。本日中午に日程調整表をメールにより送らせていただきますので、御手数ですが、9月9日（火）までに事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、「第100回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました。